

個人情報保護条例が 潰される!!

デジタル化や個人情報の利活用の支障になっているとして、個人情報保護法制を一本化して利活用を円滑にする法案を、2021年の通常国会に提案しようとしています。

- * 個人情報保護法制一本化の動き
- * 自治体の個人情報保護条例の「国基準化」とは
- * なぜ国に先行して自治体条例が制定されたか
- * 自治体個人情報保護条例の独自の規定
- * 地方自治・住民自治を破壊する独自規定の否定
- * 取組の必要性

検討の経過と予定（現在パブコメ中）

	令和元年	令和2年					令和3年						
	12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月							
タスク フォース ※関係省庁 局長級	★ 第1回			★ 第2回 ・中間整理		★ 第3回 ・最終報告	12/23						
有識者 検討会		★ 第1回	★ 第2回	★ 第3回	★ 第4回	★ 第5回	★ 第6回 ・中間整理案	★ 第7回	★ 第8回	★ 第9回	★ 第10回	★ 第11回 ・最終報告案	12/17
		主に国・民間の個人情報保護 制度の在り方について検討			主に地方公共団体の個人情報保護 制度の在り方について検討								
その他				↔ 各省協議	↔ パブコメ			↔ 各省協議	↔ パブコメ				2020.12.26～2021.1.15 改正法案 提出
	【「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」13頁に加筆】												

●地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(事務局:個人情報保護委員会)

第1回(2019.12.2) 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案

第2回(2020.1.29) 東京都・神奈川県・山梨県から報告

第3回(2020.5.25) 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告、有識者検討会の意見

※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定

第4回(2020.7.3)「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ

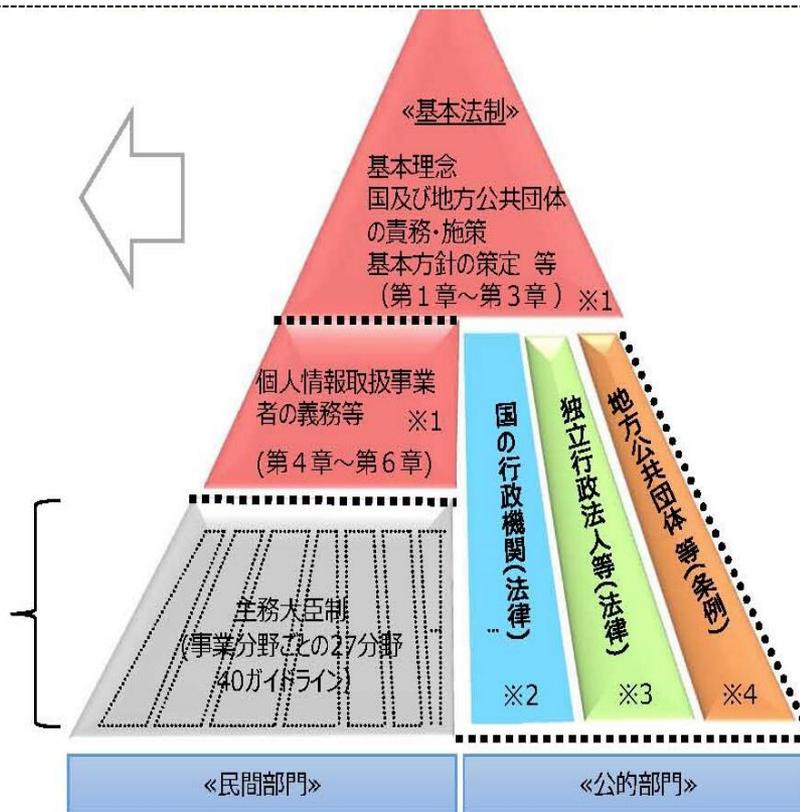
※資料は <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kondankai/>

日本の個人情報保護法制（保護3法＋条例）

- 1) 個人情報保護法＝基本理念＋民間事業者＋特定個人情報（マイナンバー事務）
- 2) 行政機関個人情報保護法
- 3) 独立行政法人等個人情報保護法
- 4) 各自治体の個人情報保護条例

個人情報保護法（右図赤色）は、
①官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念等を定めた部分と、
②民間の事業者における個人情報の取扱いのルールを定めた部分から構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業等を所管する各省庁が、27分野・38のガイドライン（平成27年9月1日現在）を策定し、所管の事業分野の事業者を監督。



※1 個人情報の保護に関する法律

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

国の行政機関や地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールは、上記※2～4の法律及び条例で定められている。

「個人情報保護法の改正概要」（平成27年11月内閣官房 I T 総合戦略室）より抜粋

出典：平成27年11月17日第1回ゲノム医療等実用化推進TF資料4

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/151117_tf1_s4.pdf

デジタル化推進のための個人情報保護法制一本化

個人情報保護制度見直しの背景

1

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。

⇒ 個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。

2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。

⇒ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。

<不均衡・不整合の例>

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

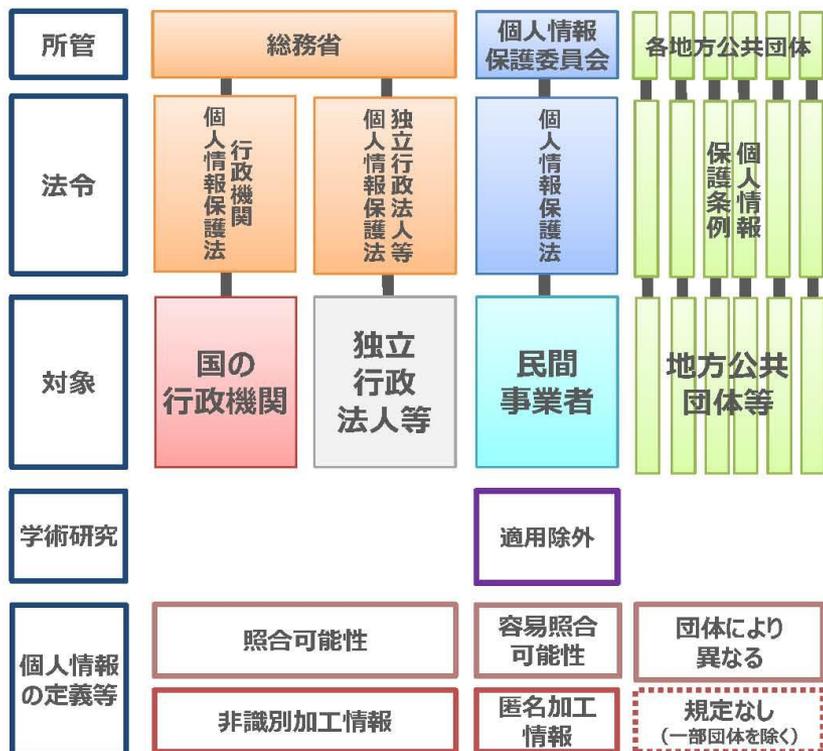
※資料は https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/

個人情報保護制度見直しの全体像

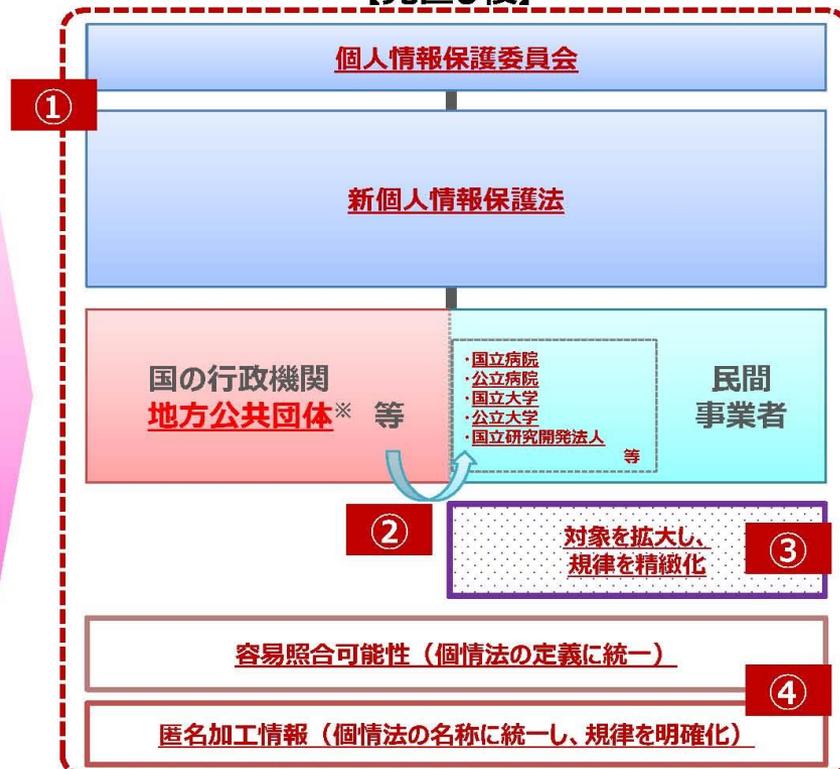
2

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

今回の個人情報保護法制見直しのポイント

1) 官民の個人情報の定義の統一……利活用のため保護3法を(緩い方に)揃える

現行……行政機関の方が個人情報として規制する範囲が広い

行政機関法＝他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別できれば個人情報
(「容易」でなくても照合可能性があれば個人情報と見なす)

個人情報保護法＝他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別できれば個人情報

見直し……行政機関も個人情報保護法(民間)と同じ規定に

2) 医療・学術分野における(保護3法の)規律の統一

・民間か公的部門かにより規制が異なり連携医療や共同研究に支障

・匿名加工情報(民間)と非識別加工情報(公的部門)が分かりにくく利活用に支障

※匿名加工情報は個人情報ではない、非識別加工情報は個人情報

⇒公的部門でも原則として民間部門と同様の規律を適用

3) 学術研究に係る適用除外規定の見直し

現在の個人情報保護法では、学術研究(報道・宗教・政治活動も)は全て適用除外(学問の自由)

⇒その結果、個人情報の国際移転に支障(EUのGDPRの十分性認定が適用されず)

見直し……学術研究にも適用した上で、除外規定を精緻化

利用目的による制限、要配慮個人情報の取得制限、第三者提供を除外、安全管理措置等は適用

4) 自治体条例の相違を円滑な利活用の支障と見なして国基準に統一化

行政デジタル化を含め社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府方針

⇒データ利活用の円滑化への取組を一層加速させる必要

現状……自治体毎の条例の規定や運用の相違がデータ流通の支障(「2000個問題」)

条例がないなど求められる保護基準を満たさない団体(一部事務組合等)がある

自治体が作ってきた規定を「個人情報利活用に支障」と産業界・研究者から問題視

個人情報定義を「照合可能」から「容易に照合可能」に緩和

照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報が個人情報として扱われなくなる

個人情報定義等の統一

6

<現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

<改正の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

デジタル化＝情報共有の中で定義は厳しい方に揃えるべきでは

7

●民間の基準に行政機関を揃える理由(「最終報告」20頁)

「**定義を変更することに伴う影響を最小化する観点**から、一元化後の個人情報の定義は、現行の個人情報保護法の定義(容易照合可能性を要件とするもの)を採用することが適当……定義上は、公的部門における個人情報の範囲は現行法より縮小することとなる(**照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報が個人情報から外れる**こととなる)。しかしながら、

- ① 後述のように、今般の一元化の機会に、匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入する方針であること
- ② 「照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報」であって、①の規律ではカバーされないものは、観念的には存在し得ても、具体的には想定されないことから、実質的な影響は生じないと考えられる。」

●なぜ民間と行政機関に違う定義を適用してきたのか(「中間整理案(2020.8.17)」20頁～)

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、従来、以下の2つの理由に基づくものと説明

- ① 公的部門と民間部門との**規制の強度の差異**に着目した理由
- ② 公的部門の個人情報保護法制が、**情報公開法制と密接に関連**していることに着目した理由

①は、公的部門における個人情報保護には、**行政機関等が公権力を行使して収集**した個人情報を特に厳格に保護すべきとの要請が働くと一般に考えられていることを背景とした理由であり、公的部門では、照合の容易性を個人情報該当性の要件としないことによって、**民間部門よりも広い情報を保護対象**としているとするものである。

一元化後の法における定義を現行の個人情報保護法の定義に揃える(容易照合可能性で統一する)ことが、公的部門において保護の対象となる情報の範囲を狭め、**公的部門における規制の強度を弱めるものとならないか**が問題

このような帰結を避けるため、一元化の機会に、例えば、以下のような形で、政府の解釈を明確化することが適当。

ア 近年のIT化の進展により、通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大しており、組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合できると評価し得る。

イ 行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

ウ したがって、一元化後の法における容易照合可能性は、行政機関との関係では、行政機関個人情報保護法等における照合可能性と違いがない

自治体の個人情報保護条例の国基準化

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
成長戦略への整合を追加し強調
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

10/30第9回検討会素案よりさらに利活用と国の統制へ

成長戦略への整合を追加し強調

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

「条例で規定」を削除

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

条例の共通ルール化⇒国基準に揃える

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

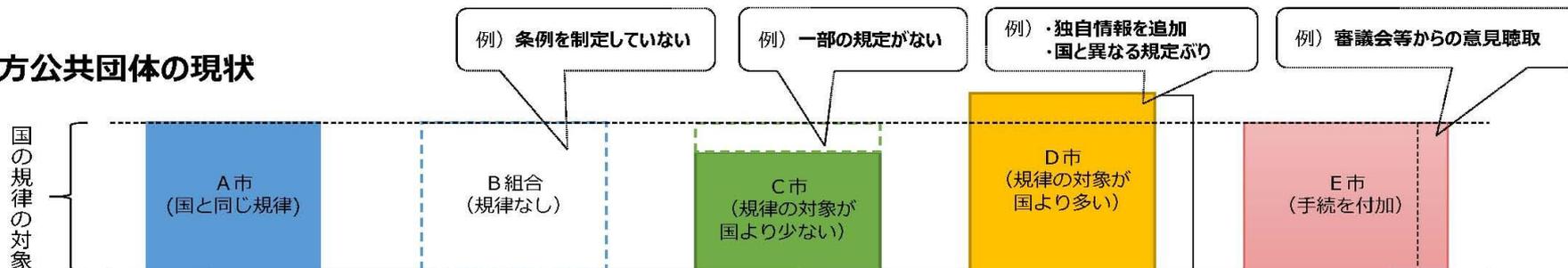
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

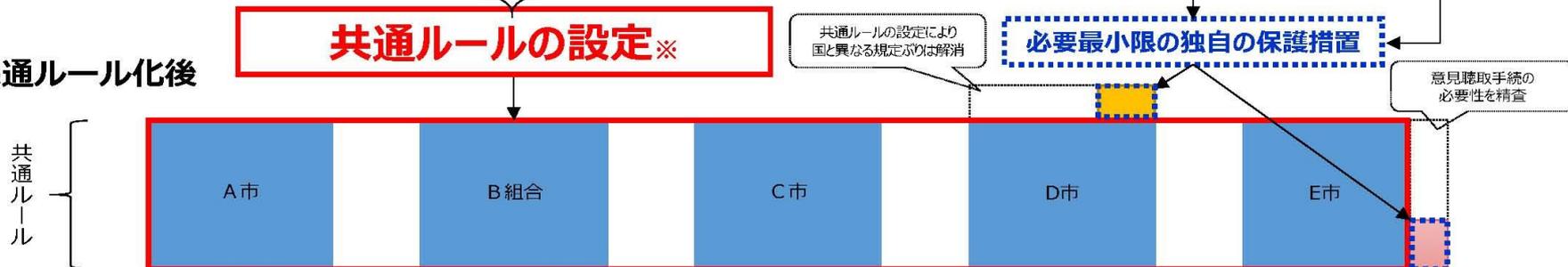
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

自治体個人情報保護条例の(※独自の)規定

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合：%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

国に先行して制定された個人情報保護条例

個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4総務省提出資料2頁】

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》

検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

「地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、国の法制化に先立ち、多くの団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。独創的な規定を設けている条例も見られるなど、地方公共団体の創意工夫が促されてきたところであり、我が国の個人情報保護法制は、地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれてきた面がある。」

【「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」32頁】

なぜ自治体で先行して条例が作られてきたか

初の本格的な保護条例と言われた世田谷区電算条例(1976.7施行)の制定理由

「プライバシー保護」を条例化
 なお国の規制を望む

さる6月24日の第2回定例区議会で「電子計算機組織の運営に関する条例」が可決されました。

これは、近年、電子計算機の利用が普及し、利用技術が高度になってきて、プライバシーの侵害が問題になっていることから、区民のプライバシー保護と、適正な運営を図ることを目的として制定されたものです。

条例は、基本的人権の尊重と個人



電子計算機は、私たちひとりひとりの日常生活から切り離せないものになっていきます。

区でも、事務の効率化と福祉の向上を図るため、6年前から電子計算機を導入しています。

現在では、住民基本台帳、特別区民税・都民税、国民健康保険、国民年金、児童、老人、生活保護、保育料など広い分野の事務処理に電子計算機の個人記録を使っています。

他方、国や都道府県をはじめ、民間でも、金融、保険、証券、デパート、病院、個人信用調査機関など、あらゆる分野で電子計算機を利用し、個人の記録をたくさん持っています。

このように各方面で個人情報記録されていくと、自分の記録がどうなっているか、どのように使われているか、また、お互いになんの制限もなく利用されたら「プライバシーが侵されるのではないか」という疑問がでてきます。

秘密の保護を宣言し、区の事務処理以外に電算機を利用しないこと、個人の思想や信条、宗教、人種、特別な社会的差別の原因となる事項の記録を禁止する。また、電算機組織の民主的な運営を図るため、区民、区議会議員の推薦者、区職員各6名からなる審議会を設置する、などを柱とした11条からなっています。

電子計算機は便利な道具です。しかし、使い方を間違えると、人間の尊厳を侵す危険もあります。

区では、このような疑問を取り除き、電子計算機を区の仕事を処理する区民の道具として位置づけ、その利用方針や運営について、区民本位、区民参加で決めていこうと考え、この条例を制定しました。

この条例は、23区では初めて、全国でも国立市が制定しているだけですが、審議会を設置して、全国的に注目を集めています。

しかしこの条例だけで、電子計算機を取り巻く不安や疑問を完全に取り除けるものではありません。

国や都道府県、民間での電子計算機利用や、本人からの異議申し立てに対する再審機関の問題などを考えますと、国による広い立場からの規制が望まれます。

【広報せたがや 昭和51(1976)年8月1日号より】

電子計算機は便利な道具。しかし使い方を間違えると、人間の尊厳を侵す危険。「区では、このような（プライバシーが侵害されるのではないかという）疑問を取り除き、電子計算機を**区の仕事**を処理する**区民の道具**として位置づけ、その利用方針や運営について、**区民本位、区民参加**で決めていこうと考え、この条例を制定しました。」「この条例が、先導的な役割を果たして、各地方自治体や国による立法化が進むことを期待します。」

⇒住民情報利用は区の範囲内に限定して、区民参加で使うことを区民に約束
 ⇒背景に国民総背番号制への反対世論の高まり

「国民総背番号制」に対して作られてきた保護制度

国の個人情報保護法制

- 1970～ 省庁統一個人コード検討
国民総背番号制として反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)
⇒与党内にも反対広がり廃止
- 1988. 12 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1999. 8 住基法改正(住基ネット導入)←反対
1999. 6自自公で3年後個人情報保護法制合意
- 2002. 8 住基ネット開始
個人情報保護法制の未整備理由に自治体不参加・離脱
- 2003. 5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法
- 2008. 3. 6 住基ネット最高裁判決
- 2013. 5 番号法(+整備法・J-LIS法・内閣法改正)成立
→2014. 1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015. 9 番号利用拡大法と個人情報保護法改正
2016. 1 個人情報保護委員会に改組
※2016. 5 行政機関個人情報保護法改正
→2017. 5 全面施行(施行後3年毎見直し)
- 2020. 6 個人情報保護法改正
漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等

自治体の個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住基オンライン化広がる
←国民総背番号制につながると反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例
5条からなる宣言的な条例
- 1976世田谷区電子計算組織の運営に関する条例
個人情報保護の具体的方策が体系的に規定
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例
初の電算処理以外の個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例
政令市で最初の条例
- 1990. 3 神奈川県個人情報保護条例
都道府県で最初の条例
- 1990. 12 東京都個人情報保護条例
- 2013～ 番号法に伴う条例改正
特定個人情報についての規定追加
- 2015～ 個人情報保護法改正による改正
要配慮個人情報、非識別加工情報など

外部オンライン結合禁止(制限)規定とは？

●世田谷区の例

(旧) 電算条例第5条(記録事項等の制限)

3 通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。
(※制定時は個人情報に限らず、すべての外部回線結合を禁止していた)

(現) 個人情報保護条例第18条(電子計算機の結合の禁止)

実施機関は、個人情報等処理するため、その電子計算機と区の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合(以下「回線結合」という。)を行ってはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 個人情報等処理するため回線結合をすることについて法令に定めがあるとき。

(2) 公にされる個人情報処理するため回線結合をするとき。

(3) 当該回線結合が住民福祉の向上に資するため必要かつ適切と認められ、及び個人情報等についての必要な保護措置が講じられている場合で、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

●東京都の個人情報保護条例改正(2015年) 原則禁止から原則可能に変更

第11条2(外部提供の制限)

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を**除き**、通信回線による電子計算組織の結合による**外部提供をしてはならない**。

↓

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に**限り**、通信回線による電子計算組織の結合による**外部提供を行うことができる**。

国民総背番号制に反対する意味から外部結合はしない(杉並区答申)

「杉並区における個人情報保護に関する答申」(抜粋)

(昭和53年3月1日杉並区個人情報保護対策研究協議会 会長 志村 芳男)

1. 総括的意見(2~3頁)

(前略)「国民総背番号制」とは、昭和45年頃、行政管理庁が中心となって国の省庁間で、「事務処理用統一個人コード」の設定について検討されたものに対して、呼称されたものと聞き及んでおります。以来、地方自治体において住民記録の電算化を図る場合、必ず話題となり、この問題に関連しての議論が行われています。しかし昭和52年2月、国会において内閣総理大臣がこの問題に関連して「国民のコンセンサスが得られないので、実施する考えはない」旨の発言を行っております。

私たちは、区において事務処理の効率化と区民サービスの向上に寄与するため、電子計算組織を利用することを否定するものではありません。住民記録の電算化が、直ちに国民総背番号制に結びつくとは考えませんが、反面、絶対につながらないという保障もありません。

このため、**杉並区においては、電子計算組織を利用するにあたって、国あるいは他の地方自治体のシステムとの結合を行うようなことは、絶対に避けなければならないと考えます。**(以下略)

2. 諮問についての意見(5頁)

1) 個人情報の保護に対する基本的な考え方について

電子計算組織を利用し、住民基本台帳登載事項を中心に、個人情報の処理を推進するにあたっては

- ① 電子計算組織の利便さのみに目を奪われ、区民の基本的な人権保障に欠けるところがあるてはならない。電子計算組織の利用は、人権保障に視点を置いて管理運営されなければならない。
- ② 個人情報の保護にあたっては、制度的にプライバシーの権利、とりわけ個人的秘密を保護すべく条例を制定してこれに対処する。
- ③ 区民の福祉増進に寄与するように努めるとともに、個人情報の利用の民主的運用を確保する。

なお、**国民総背番号制に反対するという意味からも、諮問の第二で出されている、国や他の地方公共団体との結合はしない、ということの基本にすえる必要があると考えます。**

外部結合禁止した理由と国の一貫した改正要求

●外部オンライン結合を禁止・制限した理由

多くの個人情報を記録する自治体で電算化を進めていく際に、住民の国民総背番号制への不安に応じて、住民情報は自治体の範囲内に限定して住民参加で利用することを約束したもの

例) 世田谷区の「個人情報保護の手引き」より

「区の機関内では、この条例による保護対策がすべて及ぶことになるが、**外部に提供された場合には、これと同様の保護措置を採ることは困難**である。そこで、個人情報のオンライン処理は、原則として区の機関内部に限定し、区の機関以外との通信回線による結合は原則として禁止することとした。」

●国は一貫して外部オンライン結合禁止規定の改正を求めてきた

・ 2003. 6. 16総務省政策統括官通知←個人情報保護法成立を受けて

「ネットワークを活用した情報処理がIT社会実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止するのではなく、提供の目的、利用形態や権利利益の侵害のおそれ、受領者側における保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。このことから個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合は、早急な規定の見直しが必要である。」

・ 2017. 5. 19総務省大臣官房地域力創造審議官「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」
←個人情報保護法・番号法改正を受けて

「行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」

●それでもほとんどの自治体は、外部回線結合制限規定を維持してきた

個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	オンライン結合制限規定 有り：1,669団体 無し：119団体

（行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）

- 個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、**実態に即しないし、合理性を欠く**
- 利用・提供規定の運用を必要に応じ**厳格に実施することが有効**
（「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局）

※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）

（条例のオンライン結合の制限規定の内容）

- オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。
- オンライン結合を可能とする要件として、
 - ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」
 - ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。
- オンライン結合を可能とする要件として**審議会等の意見聴取手続を規定**している団体がある。

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

個人情報保護法の「要配慮個人情報」

国は2015年の個人情報保護法改正で新たに規定

要配慮個人情報の取得は原則として本人の同意が必要で、オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

15

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

センシティブな（機微）個人情報への扱い

旧) 世田谷区電算条例

第5条（記録事項等の制限）

電算機の記録事項には、個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。

現) 世田谷区個人情報保護条例

第7条（収集禁止事項）

実施機関は、次に掲げる事項（以下「収集禁止事項」という。）に関する個人情報等を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか※に該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報等を収集することができる。（※法令の定め、審議会の意見）

第17条（電子計算機への記録）

実施機関は、収集禁止事項に関する個人情報等を電子計算機に記録してはならない。

<国・民間との違いとして考えるべきポイント（条例の意義）>

- ・ 要配慮個人情報の規定内容は、国や自治体で一長一短⇒適宜見直しが必要
- ・ 法律の規定や代替のない行政サービスを受けるために自己情報を提供せざるを得ない点が、任意の契約関係である民間と違う（民間と別の規定をする意義）
- ・ 自治体はセンシティブな個人情報の塊⇒信頼関係がなければ、住民は安心して情報を提供できず、行政サービスが受けられない＝行政も責任を果たせない。
- ・ 身近な自治体であれば、問題が起きれば、住民の心配に応じて柔軟に対応できる
住民は自分の情報がどこでどのように使われるか、理解・確認しやすい

要配慮個人情報の規定状況と総務省の見直し案

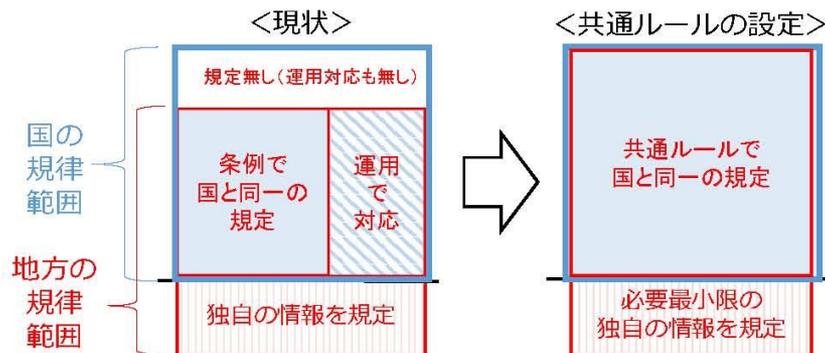
個別論点①：要配慮個人情報の定義

2

<「要配慮個人情報」の位置付け>

- ・ 個情法及び行個法のいずれにも、**不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する個人情報**として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
<p>行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定</p> <p>○行個法2条4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 病歴 ・ 犯罪歴 ・ 犯罪被害の事実 ・ 政令で定める記述等が含まれる個人情報 <p>↓</p> <p>○行個令4条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の機能の障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等の指導・診療・調剤の事実 ・ 被疑者等としての刑事事件手続の事実 ・ 少年の保護事件に関する手続の事実 	<p>○多くは、行個法の「要配慮個人情報」と同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。</p> <p>○一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは異なる範囲を条例で規定する例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行個法が規定する情報を規定していない（運用上も対象としていない）場合 ・ 行個法が規定していない独自の情報を規定する場合 （都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><独自に規定する情報の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実 等 </div>



■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして**国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。**
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する**必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。**

人権保護の視点から市民参加で利用をチェックする「審議会」

自治体「審議会」は区民の人権保障と信頼される行政運営を目的

たとえば府中市の個人情報保護条例では

第1条(目的) この条例は、個人に関する情報の取扱いについての基本的事項を定め、府中市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、**個人の権利利益の保護**を図るとともに、**市政の適正な運営**に資することを目的とする。

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会
第10回(2020.11.27)資料3
「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に
関する調査結果(総務省自治行政局)22頁より】

個人情報保護委員会

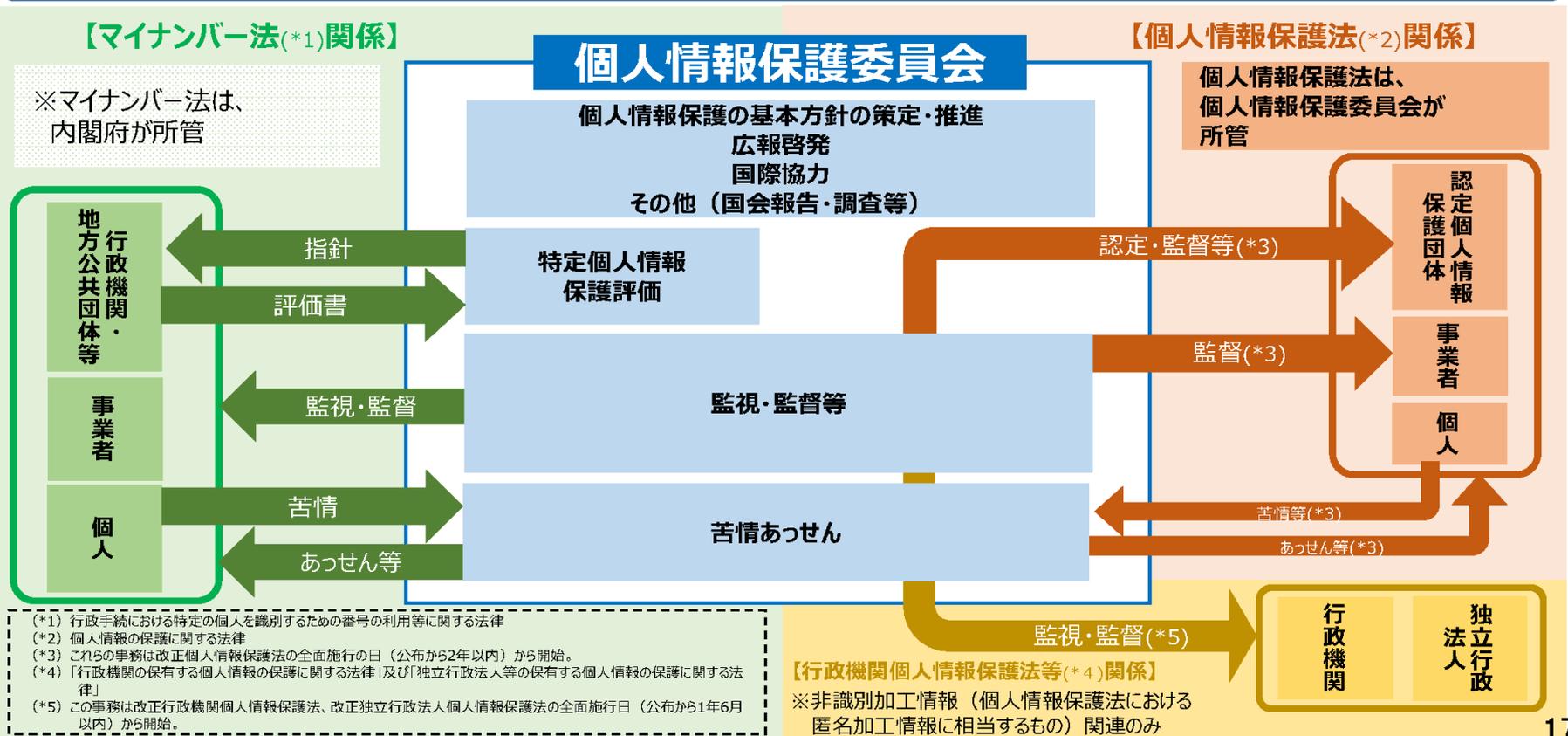
※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016(平成28)年1月1日設置

任務

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名(合計9名)の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)



※マイナンバー法は、内閣府が所管

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管

(*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 (*2) 個人情報の保護に関する法律
 (*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日(公布から2年以内)から開始。
 (*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」
 (*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日(公布から1年6月以内)から開始。

【行政機関個人情報保護法等(*4)関係】
 ※非識別加工情報(個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの)関連のみ

その他の各条例や法律との規定の違い

実態調査から（「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」第3回（2020年5月25日）報告）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kondankai/20200525/>

- 個人情報の定義・範囲（個人識別符号、照合の容易性、要配慮個人情報、死者、等）
 - ・ 個人識別符号(2015法改正)を個人情報の定義に追加……………都道府県は80%以上、市町村は54.9%
 - ・ 照合の容易性……………ほとんどの都道府県は要件とせず。市町村は要件としている団体と、照合性について規定していない団体が、それぞれ約10%存在
- 目的外利用、外部提供、センシティブ情報の取扱、開示・訂正・利用中止、等
 - ・ 要配慮個人情報……………76.6%の都道府県、52.6%の市町村において、同様の規定
 - ・ 目的の範囲内の利用に関する規制……………都道府県は27.7%、市町村は67.6%が本人同意を義務付け
 - ・ センシティブ個人情報の収集・記録規制……………都道府県の95.7%、市町村の94.4%で規制を設けている
 - ・ 80%以上の都道府県、半数以上の市町村で、行政機関法には規定のない個人情報保護法並みの規定（不要情報の廃棄・消去、直接取得、適正な取得）
- 設立法人への適用、審議会、漏えいの報告義務、自治体間の連携、民間からの要望、等
 - ・ 漏えい等の報告義務規定……………都道府県の63.8%、市町村の32.6%が規定
 - ・ 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望は、全体的に少数であるものの、10%以上の都道府県・市町村で「地方公共団体が保有する個人情報の第三者提供の可否等に関する」相談・要望
- 統一的な個人情報保護規律が設けられた場合の支障・課題（なし＝都道府県0%、市町村7.3%）

	都道府県	市町村
国の関与が発生した場合に地域の実情を反映した事務処理の運用の確保	44.7%	35.6%
同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保	74.5%	65.1%
情報公開制度との運用の一体性の確保	57.4%	57.8%
条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明	70.2%	66.0%

法律にない重要な「必要最小限」原則＝情報を集めたがる行政への規制²⁴

世田谷区個人情報保護条例第6条(適正収集の原則)

実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために**必要な最小限の範囲内**で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

1. 収集禁止事項(条例第7条)

- ① 収集する個人情報の項目が、収集禁止事項に該当するか。
- ② 当該事務処理には、その個人情報の項目が必要不可欠か。
- ③ 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ④ 収集方法は適正か。

2. 本人外収集(条例第8条・第6条)

- ① 本人外収集の必要性(本人から直接収集できないのか)
- ② 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 収集の方法が適法かつ公正か。
- ④ 収集する個人情報が収集禁止事項に該当していないか。

3. 外部委託(条例第12条)

- ① 委託に伴って取り扱われる個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ② 委託に伴って付される条件(個人情報の授受の方法、作業場所、処理方法等)が、個人情報保護の見地から適切か。
※電算処理又はマニュアル処理に係る委託の条件を満たしているか。
※契約の際に、特記事項を付しているか。
- ③ 委託先の個人情報の保護管理体制が、受託者の選定基準を満たしているか

4. 目的外利用(条例第15条・第14条)

- ① 区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。
- ② 目的外利用の必要性(理由)に相当性があるか。
※事務の効率性のみを優先していないか。
- ③ 利用する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

5. 外部提供(条例第16条・第14条)

- ① 外部提供する理由は妥当であるか。
- ② 本人同意を得て行う余地はないのか。
- ③ 提供先での個人情報の保護管理体制は十分か。
- ④ 提供にあたっての条件は何か。(利用についての制限を相手方に付しているか。)
- ⑤ 提供する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

6. 電子計算機への記録(条例第17条)

- ① 住民サービスの向上や事務処理の効率化という見地から、記録する理由は妥当か。
- ② 記録する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 入力作業はどのように行うのか。
- ④ 保護管理体制は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)

7. 回線結合(条例第18条)

- ① **結合の目的・理由**が、区民福祉の向上に資するためといえるか。
- ② **代替手段**はないのか。
- ③ 結合によって**処理される個人情報**の項目は何か。
- ④ **結合先の保護管理体制**、信頼性は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑤ **結合元の保護管理体制**は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑥ 結合に伴う保護管理体制は十分か。(漏えい等の心配はないか。)
- ⑦ 結合方法(**双方向か単一方向か**)。

【世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
諮問事項審議のポイントより】

総務省が自治体に、現状と改正による支障の有無を調査照会

25

事務連絡
令和2年10月9日

各都道府県個人情報保護制度担当課 各都道府県市区町村担当課

総務省自治行政局行政課

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査について(照会)

各地方公共団体におかれましては、日頃から個人情報保護制度の適切な運用に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報保護制度に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)において「個人情報保護制度全体の不整合が存在する中で、個人情報保護3法の共通化を図るとともに、歩調を合わせ、地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」こととされ、また、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」こととされたところです。

これらを踏まえ、内閣官房において開催されている個人情報保護制度の見直しに関する検討会において、個人情報保護3法の共通化及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討が行われています。

今般、地方公共団体の個人情報保護制度の見直しを検討するにあたり、別添のとおり照会いたしますので、内容を御確認の上、下記のとおり御回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 照会事項 別添1「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査」
- 2 回答期限 令和2年10月22日(木)17時
- 3 回答方法 (略)
- 4 その他 (略)

調査結果 「法律による共通ルールの設定については概ね賛同。その上で、新たな仕組みの運用について、いくつか不安や懸念の声(例えば、ガイドラインによる適正な取扱いの担保についての不安や、匿名加工情報の提案制度の運用についての懸念など)」(個人情報保護制度の見直しに関する検討会第10回資料3)

調査結果と主な意見（抜粋）①

3

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第10回資料3より】

死者に関する情報を「個人情報」に含めないことについて

【調査結果】

支障はない：都道府県45%、市区町村49%
条例による追加が可能であれば支障はない：都道府県42%、市区町村47%
支障がある：都道府県13%、市区町村4%

【支障があるとする主な意見】

➤ 死者に関する情報を法律上の保護の対象とすべき。

【考え方】

➤ 死者に関する情報は法律上の「個人情報」には含めないが、別途条例で保護措置を規定することは可能とする。

要配慮個人情報の定義を行個法と同一にすることについて

【調査結果】

支障はない：都道府県72%、市区町村75%
条例による追加が可能であれば支障はない：都道府県24%、市区町村24%
支障がある：都道府県4%、市区町村1%

【支障があるとする主な意見】

➤ 地方公共団体で独自に要配慮個人情報として保護している情報を可能な限り含めた形で法律で定義すべき。

【考え方】

➤ 地方公共団体における新たな施策の展開に伴い「要配慮個人情報」として扱うべき個人情報が生じることも想定されるため、条例で特定の個人情報を「要配慮個人情報」として規定することを可能とする。

要配慮個人情報の取得制限規定を設けないことについて

【調査結果】

支障はない：都道府県53% 市区町村91%
支障がある：都道府県47% 市区町村9%

ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも
審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県45% 市区町村21%

【支障があるとする主な意見】

➤ 地方公共団体は要配慮個人情報を取扱う事務が多いことから、慎重性を示すものとして、取得制限規定が設けられていることに配慮が必要。

【考え方】

➤ 個人情報の保有制限について定めた国の規律（行個法3条1項・2項）と条例における要配慮個人情報の取得制限規定がそれぞれ定める個人情報の取得が可能となる要件は、どちらも概ね同様の範囲となっているため、要配慮個人情報の取得制限規定を設けないこととしても、現在条例で定められている要配慮個人情報の取得制限の目的は達成されるものと考えられる。

➤ 個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要は無くなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。

調査結果と主な意見（抜粋）②

4

目的外利用・提供を可能とする要件を行個法8条と同様に規定することについて

【調査結果】

支障はない：都道府県62%、市区町村87%
支障がある：都道府県38%、市区町村13%

ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも
審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県46% 市区町村22%

【支障があるとする主な意見】

- 行個法で定める包括的な事由に該当するか判断が難しい事例が生じる可能性がある。
- 条例で規定している目的外利用・提供の要件が、共通ルールにおける要件に該当するのか不明である。

【考え方】

- 「相当な理由」に該当する場合の考え方など、目的外利用・提供の要件該当性について、ガイドライン等で具体的な考え方を示すこととする。
- また、個人情報保護委員会に対し、助言を求めることができることとする。
- これにより、個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要はなくなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。

オンライン結合制限規定を設けないことについて

【調査結果】

支障はない：都道府県68%、市区町村92%
支障がある：都道府県32%、市区町村8%

ガイドライン等で具体的な判断基準が示された場合でも
審議会等に意見を聴く必要がある：都道府県45% 市区町村22%

【支障があるとする主な意見】

- オンライン結合は、その性質上、通常の提供方法よりもリスクが大きいと考えられることから、制限規定が必要。
- 実施機関のみが判断する場合、客観性が担保されなくなるおそれがある。

【考え方】

- 安全確保措置の規定を適用し、ガイドライン等に従って不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置の措置を講じることで、安全性を確保できるものと考えられる。
- また、個人情報保護委員会に対し、助言を求めることができることとする。
- これにより、個別の判断に際して審議会等への意見聴取を求める条例の規定を設ける必要はなくなるものと考えられるが、地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての意見聴取は否定されるものではない。

非識別加工情報について、行個法と同一の提案募集制度を導入することについて

【調査結果】

支障はない：都道府県19%、市区町村50%
支障がある：都道府県81%、市区町村50%

【支障があるとする主な意見】

- 技術的な対応能力が十分でなく、負担が大きい。提案審査の判断基準や加工方法等も国が統一的に示すべき。

【考え方】

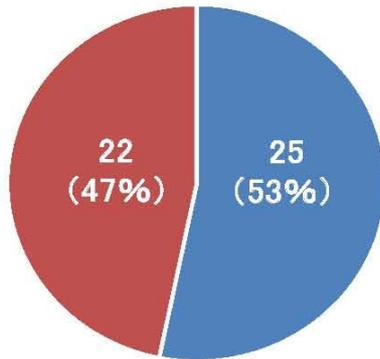
- 経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することができることとする。
- また、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることができることとする。

③ 個人情報取扱い

【方向性】

- (1) 「個人情報」の保有制限は、国と同じ規律を導入することで条例で定める要配慮個人情報の保有制限の目的を達成
- (2) 安全確保措置や目的外利用・提供制限は国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、条例で定めるオンライン結合制限の目的を達成
- (3) 目的外利用・提供制限は、国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、適切な事務の遂行を確保

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

➤ 要配慮個人情報の保有制限

- 要配慮個人情報の保有制限を撤廃すると、県における個人情報の取扱いが後退したと受け取られる懸念がある
- 住民に接する機会の多い地方ではセンシティブ情報に接する機会が多く切実な状況にあり、多くの自治体で取得を一律に禁止している現状を鑑み、国が地方の規律の仕方に合わせることで適正なセンシティブ情報の取扱いに資すると思料

➤ オンライン結合制限、目的外利用・提供制限

- オンライン結合制限は、オンライン結合に係る第三者評価の意味合いがあると考えており、その仕様、条件、安全確保措置の具体的な提示が必要
- 目的外利用・提供は個人の権利利益に大きな影響を及ぼすため、技術的な助言であるガイドラインではなく、法律に明記すべき
- 目的外利用・提供制限について行個法にない地方独自の規定は、新法による取り込みやガイドラインにより地方の独自判断が可能となるよう検討されたい
- ガイドライン等だけでは判断できないことも想定され、その場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要と考える

**地方におけるこれまでの個人情報の取扱いとの齟齬や後退が生じる
ことのないよう、法律による措置やガイドラインの策定、地方の審
議会の関与を求める意見が多い**

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ① 素案で示された方向性について、法案提出までに具体的な内容を示すこと
特に個人情報の定義については、従来の保護レベルに配慮するとともに、要配慮個人情報や死者に関する情報など取扱いについても検討すること
- ② その上で、各地方公共団体が個人情報保護制度を適切に運用できるよう、法施行までにガイドラインにおいて整理すること
- ③ 「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」については法律で明確に規定するとともに、これまで地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項を認めるよう十分に配慮すること
併せて、個人情報保護委員会による関与の在り方については、地方自治の観点から過大とならないよう慎重に検討すること

自治体の独自性への配慮と現行規定内容の維持を求める

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ④ 共通ルールの法律化やガイドラインによる明確化がなされた後も、地方公共団体において独自の保護措置を講ずべき事項があることを共通認識とし、その実施に支障を生ずることのないよう十分に配慮すること
- ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求については、地方公共団体における個人情報保護行政の中核であり、法律で規定する際には、これまで条例によって実現してきた規律や運用を十分に踏まえて制度設計すること
- ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入については、法制化により見込まれる地方の負担増に対し国において十分な人的・財政的措置を検討するとともに、作成組織の整備等、全国一律で実効性を高めるための体制整備についても検討すること
- ⑦ 法律の施行期日については、条例改正の手続き、事務処理要領策定・職員研修、住民への周知等を考慮し、十分な準備期間を設ける（会計年度任用職員制度：法施行までに約3年の期間を設定）とともに、国は、こうした作業に対して丁寧な助言・支援を行うこと

全国市長会の意見 (2020. 11. 27第10回検討会議事録より)

法制化の方向性についてはおおむね賛同する旨の意見

これまで確保してきた個人情報の保護水準を新たな仕組みの下で保てるかどうかに関心

1) 個人情報の定義

- ・厳格な保護措置を講じるため、容易照合性ではなく**照合性に統一**すべき
- ・特に**死者に関する情報**については、取扱いを法制化し、全国で統一的な運用ができるよう

2) 審議会の意見聴取手続き

- ・市民の不安の声に応えるものであることから、**後退するようなことがあってはならない**
- ・都道府県、共同組織等において対応を行うことを検討してはどうか

3) 非識別加工情報

- ・提案募集について、**行政コストや事務負担の増加**を懸念する意見が複数
- ・指定都市レベルであっても、非識別加工情報に係る**需要はほとんど見込めない**

4) 個人情報ファイル簿の作成・公表

事務負担軽減等の観点から、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿等を**選択制**とすべき

5) 開示、訂正及び利用停止の請求

- ・条例で認められている**任意代理人の請求**について、一定要件の下で認めるべき
- ・**情報公開制度との整合**に配慮し、開示請求等の手続や要件については、条例で定められるように

6) 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置

- ・個人情報保護委員会への**届出は不要**とし、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めるに
- ・地方自治法による関与の基本原則に照らして、個人情報保護委員会の**関与は慎重に**検討すべき

7) スケジュール

条例や規則の改正をはじめ地方公共団体での多くの対応が必要となり、**十分な準備期間**が必要

全国町村会の意見等 (2020. 11. 27第10回検討会議事録より)

●全国町村会

今般の法制化の方向性については賛同。その上で町村の立場から配慮していただきたい点、3点。

町村は職員数が少なく、財政状況が厳しい団体も多く、それだけに日々、住民に向きあう優先度の高い業務の処理に忙殺されております。今後の制度化や運用に当たっては、町村の実態に即した対応を

1) 人口が少なく、お互いに顔見知りで、**人間関係が密接な町村では、個人情報取扱いに大変な注意を要している**

それぞれの地域特性により、いわゆる「センシティブ情報」といった面で、従来から要配慮個人情報の規定を設け、保護をしてきた町村もございますので、今後も適切に対応できる制度設計を

2) **団体の規模を問わず同じように条例などの改正作業が生じる**

十分な準備期間を設けて。必要な情報提供を早期に。国による丁寧な助言や支援を。

3) 町村による非識別加工情報の提供

- ・非識別加工情報の作成、提供については、**事務的負担や技術的困難が大きい**

- ・町村が保有する個人情報に対して、企業からの利活用のニーズはほぼない

小規模自治体まで**全国一律にデータ利活用の体制を整える必要はあるのか**

- ・町村は限られた人員で多くの業務を抱え、個人情報保護を含め専任の職員がいないことが一般的。

町村行政において、**町民に関する本来業務に支障が生じたり、圧迫しかねない制度設計には反対**

●死者の情報について(22頁)(全国知事会デジタル社会推進本部本部長 村岡山口県知事)

「御遺族の方に対する心情への配慮ということは、実際に我々が住民に接する中では、直接にそこはしっかりと配慮が必要だということもありますし、亡くなられたからといって、その方の尊厳に関わるようなことが、情報が出てしまっただけではいけないというところへの配慮も必要」

「我々そうした問題に直面しながら、苦慮しながら今のようなルールをつくっているところではぜひ御配慮いただきたいと思っている」 (全国知事会デジタル社会推進本部本部長 村岡山口県知事発言)

「最終報告」(2020. 12. 23)の示す国基準化の内容

●法制化の方向性

- ・全ての地方公共団体等に適用される全国的な**共通ルールを法律で規定**
- ・その上で、国が地方公共団体等に対し、**行政分野ごとにガイドライン**等を示す
- ・我が国全体で、**個人情報保護とデータ利活用のバランス**を図り、個人情報保護制度全体の整合性を確保し、制度の全体的・機動的な見直しを可能にし、**成長戦略との整合や国際的な制度調和**を図る
- ・法律の範囲内で、**必要最小限の独自の保護措置を講じる**ことについては、**否定されるべきものではない**。
また、これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配意し、制度の安定性を確保する必要がある。

●規律の具体的内容

- ・個人情報の定義(照合の容易性の扱い)、要配慮個人情報の定義、個人情報の取扱い(保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等)、個人情報ファイル簿の作成及び公表等について、**見直し後の行個法と同等の規定を適用**
- ・GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和の観点から、地方公共団体等における個人情報の取扱いについての**監視権限を個人情報保護委員会に付与**する
- ・**オンライン結合制限規定**について

「ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を**禁止することは合理性を欠く**ものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもある。また、行個法においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られている。このため、オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、**共通ルールには当該規定は設けない**こととすることが**適当**」

- ・自己情報の開示決定等に対する審査請求について

法制化後も、現行の諮問機関である**審査会等の機能を基本的に維持**することとしつつ、**個人情報保護委員会に勧告権限**を与える

- ・**匿名加工情報**の提供制度の導入

地方公共団体等についても、非識別加工情報(一元化後に「匿名加工情報」に統一)の提供制度について行個法と同等の規定を適用しつつ、**経過措置**として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体等は任意で提案募集を実施

条例で定める独自の保護措置についての「最終報告」の考え

1. 共通ルールよりも保護の水準を下げるような規定を条例で定めることは、法律の趣旨に反するものとして認められない
2. 共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、**必ずしも否定されるものではない**
 ただし、個人情報保護法制が「**個人情報の有用性に配慮**」することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が**個人情報保護とデータ流通の両立**を図る点にあることを踏まえると、条例で独自の保護措置を規定できるのは**特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限る**こととするのが適当
3. 国で保有が想定されない自治体の保有する情報(LGBT、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等)について、不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として、条例により「**要配慮個人情報**」に追加できることとすることが適当
4. 個別の個人情報の取扱いについての**審議会等の意見聴取**について
 法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、**個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少**する。
 今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行
5. 条例で定める**独自の保護措置の規定が法律の範囲内において特に必要なものとして定められたものであることを担保**するため、
 - ・独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、その内容を**事前に確認**
 - ・そのような条例を定めたときは個人情報保護委員会に**届け出**、委員会は必要に応じ助言等の**監視**
 - ・条例の一覧性を高め、関係者の利便性の向上を図る観点から、個人情報保護委員会は、届出を受けた内容を**公表**
 - ・条例に基づく事務処理が**違法又は著しく適正を欠く場合**、国は、地方自治法等に基づき、**助言、勧告を通じて是正を促すほか、是正の要求**を行うこと等ができる
6. 死者に関する情報
 「個人情報」には含まれないが、地方公共団体において、別途、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図ることは考えられる。

国基準化に従わない場合は、是正要求等で従わせる

地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> 国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体間の規律の相違が解消される。
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。 地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに収められる。
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。 届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> 国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。 地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。 是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。 	

これまで確保してきた個人情報の保護水準は守れるか？

自治体側は現状の保護水準が共通ルールへの吸収や独自条例で維持されるならば、と考えているが

●国の基準に自治体の共通ルールを合わせるだけ

国は自治体の培ってきた保護規定を共通ルールに取り込むことは考えていない

- ・具体的な規律は、見直し後の行個法と同等の規定を適用
- ・外部回線結合制限規定＝「合理性を欠くもの」「共通ルールには当該規定は設けない」
- ・個別の個人情報の取扱いの判断はガイドラインで定め、審議会は個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に限定

●条例の独自の保護規定も、原則として認めない方向

法律の上乗せ規定は「必ずしも否定されるものではない」が、「個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」することを求めるものであり、**共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にある**ことを踏まえると地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは、特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限る」(40頁)

- ・独自規定を認めるのは、自治体が独自に保有し国で保有が想定されない個人情報だけ
- ・法律の範囲内で、必要最小限だけ……独自の措置の必要性・妥当性を個別に自治体に立証させる
- ・「必要最小限」に留めるための個人情報保護委員会の監視と是正の法的措置を講じる
- ・大部分の条例の規定は、国の基準に同等のものがあるからとして不要に
条例の規定は「個人情報の有用性に配慮」という法の趣旨に収れん
- ・個人情報の利活用に支障ある規定は認めない

●個人情報保護審議会で個別の利用や提供を検討することはできなくなる

「法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこのに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する」(「最終報告」40頁)

「(ガイドラインの解釈について)審議会で審議をしたとしても解釈の統一化が図られるわけではありませんので、個人情報保護委員会に統一していただく必要がある」(第10回検討会石井委員発言)

個人情報保護条例の国基準化の何が問題か(1)

①見直しの目的は、結局、成長戦略のための円滑な個人情報利活用に支障ということ

- (1) 団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
- (2) 求められる保護水準を満たさない団体がある。小規模自治体は運用に苦慮
- (3) 独立した機関による監督等を求めるGDPR十分性認定など国際的な制度調和
- (4) DFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請

⇒ (2) 共通ルール化で負担軽減というが、小規模団体にとって国基準の改正義務づけは負担が大きい
 (3) は特定個人情報保護評価の仕組みを参考に自治に配慮した助言・支援を

②住民情報を利活用の対象として見ている＝情報を行政に提供する住民の立場を忘却

- ・ 住民は法律の義務や行政サービスを受ける目的で使われると思って(やむなく)個人情報を提供
自治体は人権の保障と行政への信頼のため、個人情報の保護を重視してきた
- ・ 利用する側は「活用できる資源」として住民情報を見ている
個人情報保護委員会は「個人情報の有用性」を重視し、利活用のための保護に
「まずは、自らの情報を取得され利用される個人の目線から、制度の合理性等の検討がなされる必要がある」※と言いながら、利用する側(企業・研究者・他行政機関)からの目線に(懇談会第3回資料2)
「個人情報の利活用を進める上で一定の保護水準を確保することは大前提」(懇談会第4回発言)

※産業界からの利活用の要請（個人情報保護制度の見直しに関する検討会第7回2020.9.7）

日本経団連（資料2）

- ・ DX（デジタル革新）の実現にむけて、さらなるデータ利活用の促進が大きな鍵
- ・ 個人情報を円滑に取扱うためには、官民が同一の規律のもとにおかれることがきわめて重要
- ・ 条例の差異（「2000個問題」）で官－官・官－民の円滑な情報流通を阻害
- ・ 条例の「上乗せ、横出し」の必要性に関する立証が必要

新経済連盟（資料3）

- ・ データ流通基盤として統一的な法体系が必要不可欠ゴールを切って一刻も早く検討を
- ・ 統一性の観点から一定の縛りをかけながら自主性・自律性を確保する措置(例: 地方税法の法定外目的税)
- ・ オンライン結合制限規定はデジタル化に逆行
GIGAスクール構想、オンライン教育、医療、MaaS(交通手段をシームレスに)、スマートシティの阻害

①GDPR十分性認定など国際的な制度調和は？

●GDPR(EUの一般データ保護規則)……2016年4月制定、2018年5月施行

EU(欧州連合)との間の個人情報の移転には、十分な保護措置がとられている認定が必要

⇒個人情報保護法改正……独立監督機関＝個人情報保護委員会、要配慮個人情報新設など

●国基準に一元化しなくても個人情報保護委員会の監督は可能

rf.番号法の特定個人情報保護評価の仕組み

- ・基本はマイナンバー利用事務の実施機関が「評価書」を作成し、個人情報保護委員会で第三者点検し公表
- ・地方自治体は、実施機関が作成した「評価書」を**審議会等で第三者点検**し、個人情報保護委員会に提出し公表



個人情報保護委員会への条例の提出とその公表(一覧性の確保)、委員会の指針・助言・支援の規定などで対処を

●国の法律より条例の方がGDPRに適合している例

・GDPR第9条「特殊な種類の個人データ」の取扱い原則禁止規定

国は2015年改正で「要配慮個人情報」を新設、自治体は1970年代から規定(センシティブ情報)

・GDPR第5条 個人データの取扱い7つの基本原則の一つとして「データの最小化」原則

1. 個人データは:(c) その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならない。

個人情報保護法、行政機関保護法は「必要」は規定しても「最小化」についての規定はない

条例の中には、保有データの最小化を規定している自治体も

世田谷区個人情報保護条例第6条(適正収集の原則)

実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために**必要な最小限の範囲内**で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

※死者に関する情報のように、GDPRや国の法に規定のない保護規定をしている自治体もある



条例の運用に学び法改正することも検討する必要がある

個人情報保護条例の国基準化の何が問題か(2)

③ デジタル化政策による性急で強引な見直し

「国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）について、個人情報保護法と統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で規定した上で、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する仕組みとすることとし、このための法律案を2021年の通常国会に提出する。これらにより、個人情報保護に関する法律と所管が一元化され、民間事業者等の負担の軽減などが期待される。」

（「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（案）」44頁
2020年12月11日マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ）

④ 憲法（地方自治の本旨）、個人情報保護法に反する地方自治の否定

- ・ 条例の意義は住民が自らの情報の利用の仕方を住民参加で決めていくこと＝法律に吸収できない
国はマイナンバー違憲訴訟で、自己情報コントロール権・情報自己決定権を憲法上の権利と認めていない
- ・ 自治体がこれまで作り上げ確保してきた個人情報の保護水準は保てない
- ・ 個人情報保護法の自治体についての規定に「共通ルール化」は反する
 - 第5条（地方公共団体の責務）
地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その**地方公共団体の区域の特性に応じて**、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
 - 第11条（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）
地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。……

⑤ 自治体に過大な事務負担を負わせることによるか

過去の個人情報保護法改正にともなう条例改正も容易ではない現状（特に小規模自治体）

結局、条例の見直しでなく、条例の縮小・廃止になっていくのではないか

⑥ オンライン結合制限規定は、自治体が住民情報保護に責任を持つという住民との「約束」

データ流通が拡大する時代だからこそ、その真価が問われる

地方行政のデジタル化の加速化について

R2.10.23 令和2年第15回
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

行政のデジタル化の鍵である

1. マイナンバーカードの普及

- 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速
- 市町村の「**交付円滑化計画**」の改訂により**普及促進策**や**交付体制の強化**を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力

地方のデジタル化の基盤となる

2. 地方公共団体の情報システムの標準化

- 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、**次期通常国会**に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す
- 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「**自治体DX推進計画(仮称)**」を年内に策定

個人情報保護とデータ流通の両立を図る

3. 個人情報保護制度の見直し

- 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討
- **次期通常国会**に法案の提出を目指す

国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

地方六団体と総務大臣との意見交換会（10/13開催）

- 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

④一方的に「論点整理」を示し打ち切られた自治体との意見交換

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」(2020年8月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)
 「検討に当たっては、地方公共団体において大量の個人情報を保有しており、当該個人の権利利益の保護に向けて、これらの取扱いに関し、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要」(42頁)



しかし配慮されずに自治体の報告を聞いただけで意見交換は打ち切り

●一方的な「実務的論点の整理に向けて」の提示に自治体からは異論相次ぐ（第4回懇談会）

- ・全国知事会「事務局のほうからは意見交換は今回限りというように聞いておりました、議論が深まらないまま実務的論点として個人情報保護制度の見直しに関する検討会へ報告されるということに懸念……論点はいくまでも個人情報保護委員会が整理したものでありまして、**懇談会の議論の結果として取りまとめたものではない**ということを確認させていただきたい」
 「この懇談会で何らかの取りまとめを行うことはもう想定していないのだということであれば、休止という形ではなくてきちんと一度ここでこの懇談会自体を閉じるというのも一つの考え方」
- ・全国市長会「これが**地方全体の意見と受け止められないように**……事務局から出ている資料というのが結果、懇談会としてまとめたもの、もしくは了承されたものということにならないようにしていただきたい」
- ・全国町村会「実務的論点の整理に向けてといった趣旨の議論は実際にはなされていないというように認識をしております。そのような中で、こちらの論点整理ではあたかも懇談会での議論に基づいて**一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できない**」
- ・総務省「各自治体の皆様、それから、3団体の皆様から御意見がございました。その辺りを十分にお含みおきをいただいて御対応いただきたいと強く思っております。」

●個人情報保護委員会の対応

- ・懇談会のまとめとしては報告しない、懇談会としての取りまとめを目指すという報告もしない。
- ・「どういったニーズがあるかということについては必ずしも現場の実務をやっている皆様方の心に刺さる形では日々届いていないのだなということが改めて分かりました。……私どもはある種、挟まれて苦労している、困っている……その辺りの認識のレベルをまずそろえるところからやらなければいけない」
- ・今後は懇談会とは別の形で、意見交換の段階から具体的な検討の段階に発展させていく必要がある。

条例が「コロナ対策の支障」ではなく、システムの不備が原因

日本経済新聞電子版(2020/9/28)「感染者情報システム、遅れた全国稼働 現場の不信感」より

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO64021580Y0A910C2000000>

「新システムは**「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS=ハーシス)」**である。厚労省はクラウドサービスを使って約1カ月間で新規開発して5月末に稼働させた。

医療機関がHER-SYSを使うとパソコンやタブレットからインターネット経由で管轄の保健所に新型コロナの発生届を送れる。それまで医療現場では、医師が自治体の保健所に新型コロナの発生届をファクスで送っていた。ツイッターなどでは「新システムはファクスをなくす仕組み」として期待を集めた。

しかしHER-SYSは全国で一斉に利用が始まることはなかった。港区のみなど保健所を含む複数の自治体の保健所が利用を留保していたからだ。

港区は感染者らの個人情報の不正な利用を防ぐ手立てが不十分だと判断し、利用を見送っていた最後の自治体だった。政府は表向きHER-SYSの全国稼働が遅れている点について、「自治体の個人情報保護条例の手続きが遅れているため」と説明していたが実態は違ったわけだ。

港区が問題視したのは、当初のHER-SYSにアクセスログを抽出できる機能がなかった点である。自治体の情報システム管理者らは総務省のガイドラインに基づいて、ネットワークへのアクセスログといった各種ログや情報セキュリティの確保に必要な記録を保存する必要があるにもかかわらずだ。

自治体や医療関係者によると、厚労省は当初アクセス権を持つ利用者や利用目的、情報の提供先も明示していなかったという。港区はこのままでは学識経験者で構成する同区の情報公開・個人情報保護審査会の審査にすらかけられないと判断。厚労省などに改善を求めていた。

個人情報適切に取り扱われているかを判断するには、HER-SYSのデータ項目ごとにアクセスログを提供したり入力対象者からの情報開示請求に対応できたりする機能が必要だ。不正なIDでログインされたりデータが知らぬ間に外部提供されたりしてもチェックできないからだ。

厚労省などは9月に入って港区の要望を受け入れた。同省によると、9月10日のシステム改修で、自治体の申請があればアクセスログを開示する機能を追加した。……

HER-SYSに入力されるデータは行政機関個人情報保護法の「要配慮個人情報」に当たる。感染症法の運用現場である保健所などはエイズウイルス(HIV)などの検査については匿名で受けられるようにするなど、検査段階における個人を特定できる情報の取り扱いに注意してきた。それだけに**HER-SYSのアクセスログがチェックできなければ自治体の情報セキュリティポリシーにはおよそ合致しない。**

全国稼働が4カ月遅れたHER-SYSに対しては複数の医療関係者が「なぜ現場の意見を聞かないで作ったのか」と口をそろえる。加えて過去のシステム構築の失敗を踏まえずに作られたという指摘もある。……」

どう対応していくか

●スケジュールありきの性急な法改正をさせない、慎重な検討を

●パブコメ(～1/15)への意見を

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060201226&Mode=0>

●外部オンライン結合制限規定が最大の争点

●地方自治が問われている

デジタル庁による自治体システムの標準化・クラウド化と一体での個人情報保護制度国基準化

「住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成……

自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出」（「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」40頁）

●自己情報コントロール権、情報自己決定権の必要

●行政・議会・審議会から異議申立てを

※自治体議会で採択された意見書

- ・ 国立市議会（採決）「日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体として、法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について慎重な検討を求める意見書」

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/69/02giinteishutsu08a.pdf>

- ・ あきる野市議会（全会派一致）「個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書」

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000006/6719/R2.12ikensyo.pdf>

- ・ 小金井市議会（採決）「法律による自治体の個人情報保護制度の標準化に反対する意見書」（以下の議員案68号

https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/gikaijimukyoku/teireirinji/reiwa2_gikai/reiwa2_gian/R204gian.files/R2041222.pdf

